)	k k k k k k k k k k k k k k k k k k k	≧資産]書	等の圧	事業年月 又は連続 事業年月	洁		法人名	()
助	成 金 等 の 名 称	1			告	示年	月	日	4	平		•
助	成金等を交付した者	2			告	示	番	号	5	第		号
助	成金等の交付を受けた年月日	3	平・		交	付を受けた助	成金	等の額	6			円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算												
	帳簿価額の減額等る	とし	た場合			特別勘	定を	設し	† †	と場	合	
	減価償却資産の減価補塡費に対 応 す る 助 成 金 等 の 額	7		円	特	別勘定に経	理しこ	た金額	17			円
価 補 塡	減価償却資産の帳簿価額を減 額 し た 金 額	8			繰	入 限		額				
金	損 金 不 算 入 額 (8) - (7)	9				(12) —	(14)		18			
転	転 廃 業 助 成 金 の 額	10			繰	入 限 度	超 (18)	過額	19			
廃	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11			翌			の金額	20			
業	差引転廃業助成金の額(10) - (11)	12			期	(17) —	- (19)					
助	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13			繰越	同上のうち前期 額 に 算 入 さ						
	圧 縮 は(12)のうち特別勘定残額に対 応するものから支出した金額	14			額	当期中に益金の額	に算入す	でき金額	22			
成	額 の 計 算 (14)又は((14)-1円)	15			の計	#0 + 4+ 50	++1 -1.	محمل جارح				
金	圧 縮 限 度 超 過 額 (13) - (15)	16			算	期 末 特 別 (20) — (21			23			

別表十三(十二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、転廃業助成金の交付を受けた法人が、 措置法第67条の4 (転廃業助成金等に係る課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法 第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例)の 規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法
- 人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「特別勘定に経理した金額17」には、措置法第67 条の4第5項の規定の適用を受ける場合又は同法第 68条の102第6項の規定の適用を受ける場合には、こ れらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載し ます。